

エプソングループ

# 紙製品調達基準書

(エプソンプリンター用専用紙調達基準)

第1.2版

制定 2007年4月1日

改訂 2018年5月1日

施行 2018年5月1日

**セイコーエプソン株式会社**

## 目次

【はじめに】

【紙製品調達の考え方】

【基準内容】

1. 目的
2. 対象範囲
3. 適合調達管理の内容
4. 紙製品の調達方針と適合調達管理の考え方

## 【はじめに】

エプソングループ（以下、エプソンという）では、調達基本方針に掲げる「事業を展開する全ての地域において高い倫理観と社会的良識をもって各国の法令や国際ルールおよびその精神を遵守した調達活動を推進する。」の方針に沿って、森林の社会的、経済的、環境的な持続可能性に配慮した紙製品の調達を推進してまいります。

そのために、エプソンでは紙製品の調達に際し、一次サプライヤー様から森林まで遡ったサプライチェーン全体での合法性と持続可能性および環境安全性の管理に取り組んでまいります。活動の趣旨・内容をご理解の上、ご協力頂きますようお願いいたします。

## 【紙製品調達の考え方】

木材の違法伐採が、地球規模での環境保全と持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題となっており、木材製品の調達における合法性、持続可能性を確保する取り組みが国際的に強化されています。

エプソンでは、森林の社会的、経済的、環境的な持続可能性に配慮し、エプソンの調達する主要な木材製品である紙製品について調達の方針を定め、以下の項目を実施してまいります。

1.古紙などリサイクルパルプの有効活用

2.バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、以下を確認する

合法性

持続可能性

化学物質安全性

環境管理

## 【基準内容】

### 1. 目的

本基準書では紙製品の調達に関する基本的な考え方と具体的な基準および運用について「エプソングループ紙製品の調達方針」（以下「調達方針」といいます）を定め、サプライチェーン全体での合法性と持続可能性および環境安全性に配慮した調達を推進することを目的としています。

### 2. 対象範囲

エプソンでは、「調達方針」をエプソンプリンター用専用紙の調達に適用します。

### 3. 適合調達管理の内容

「調達方針」への適合を確認する品目については、「エプソングループ紙製品の調達方針への適合性証明書」（以下、「証明書」という）を提出していただくものとします。

「証明書」に記載される主な内容は以下の通りです。

①「調達方針」への合致

②原材料のトレーサビリティ情報

なお、証明書の記載内容に変更が生じた際には、再度証明書を提出していただく事をお願い致します。

### 4. 「調達方針」と適合調達管理の考え方

「調達方針」の詳細を以下に説明します。

## エプソングループ紙製品の調達方針

エプソンは、従来から行っている古紙などリサイクルパルプの有効活用を引き続き進めていくことを前提として、以下のように紙製品の調達方針を定める。これによって、森林の社会的、経済的、環境的な持続可能性に対する配慮をはじめとし、サプライチェーン全体での合法性と持続可能性および環境安全性を確保する。

エプソンは、「調達方針」への適合が確認できる調達の範囲の段階的な拡大に努める。

### 合法性

バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる木材は、その生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであり、生産、採取、加工、輸送、輸出入すべての段階において、取り締まり権を有する国家や地域の法令等の違反のないこと。

### 持続可能性

バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる木材は、生産が持続可能なものであること。

### 化学物質安全性

エプソングループが指定する「製品含有禁止化学物質」の意図的な含有のないことが確認されていること。詳細は「セイコーエプソングループ生産材グリーン購入基準書」による。

### 環境管理

調達する紙製品の生産工場は環境管理システムを保持していること。

## 持続可能性の考え方

### (A) 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された木材

原料とされる木材は、「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された木材」であること。持続可能な森林経営は、以下の条件を満たすものとする。

- A-a) 生態系への有害性が最小化されていること
- A-b) 森林の生産性が維持されていること
- A-c) 森林生態系の健全性と活力が保持されていること
- A-d) 生物多様性が保存されていること
- A-e) 慣習的権利や住民の権利の侵害のないこと

上記の要件に適合する第三者森林認証を取得した森林で生産された木材を原料とする製品の比率を増やすことによって、持続可能な森林経営の確認の信頼性を高める。

### (B) 社会・経済・環境に対する有害性が管理された木材 (controlled wood)

原料とされる木材が、「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された木材」であることが確認できない場合であっても、原料とされる木材は、「社会・経済・環境に対する有害性が管理された木材」であること。

ただし、「社会・経済・環境に対する有害性が管理された木材 (controlled wood)」は、以下に示す木材を排除し、社会・経済・環境に対して有害でないように管理された木材とする。

- B-a) 違法に伐採されたもの
- B-b) 慣習的権利や住民の権利の侵害のある森林地域から生産されたもの
- B-c) 保護価値が高く、その価値の損なわれる恐れのある森林地域の非認証林から生産されたもの
- B-d) 遺伝子組み替えの行われた樹木から生産されたもの
- B-e) 自然林から転換された植林地や非森林用途の地域から生産されたもの

これによって、原料とされる木材の構成は、以下の値を 100%とする。

再生材を起源とする繊維の比率

+ 持続可能な森林管理が確認された森林から生産された木材を起源とする繊維の比率

+ 社会・経済・環境に対する有害性が管理された木材を起源とする繊維の比率

+ 非木質繊維の比率

= 100%

## 合法性、化学物質安全性、環境管理の考え方

エプソンでは、「エプソングループ調達ガイドライン」に基づいてサプライヤー様の選定、定期評価を行い、この中で合法性、化学物質安全性、環境管理の調達方針への適合性の評価を行う。

## 用語の説明

### リサイクルパルプ

以下の紙や廃材などの再生材を利用して得られたリサイクルパルプ

#### a 市中回収古紙

最終消費者の元に届いた後に回収されリサイクルされた原料

#### b 脱墨産業古紙

印刷工場から出た廃棄物や売れ残った印刷物など、最終消費者に届く前にリサイクルされた原料

#### c 未印刷産業古紙

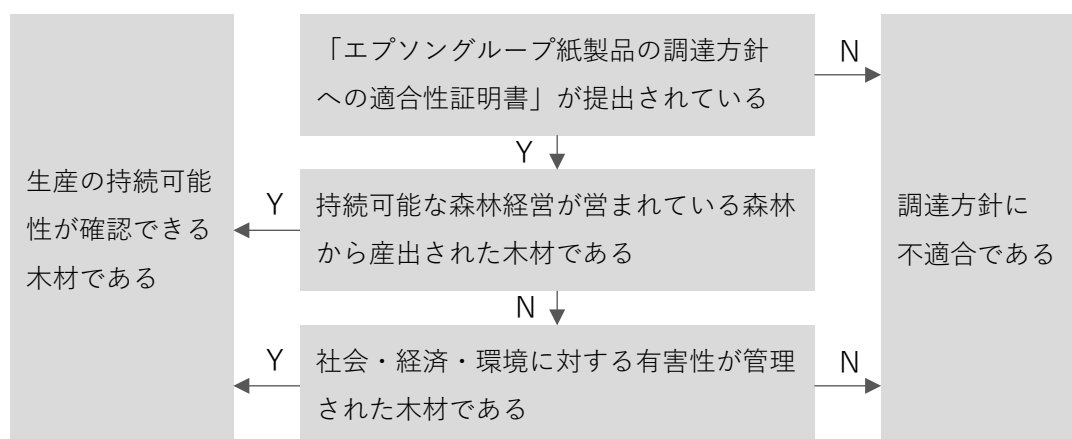
印刷されずにリサイクルされた原料

#### d リサイクル非木材原料

農業廃棄物や布などの非木材原料を含む廃棄物等からリサイクルされた原料

(参考)

## 持続可能性の適合性確認のフロー



以上

改訂履歴

Ver.	改定日	内容
1.0	2007年4月1日	制定
1.1	2013年4月1日	誤記訂正
1.2	2018年5月1日	・ 適合調達管理事項への追加 ・ 改善計画の削除